

兵庫県公報

令和8年9月24日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

選挙管理委員会告示

- 令和7年4月6日執行赤穂市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第62号

令和7年4月6日執行赤穂市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和8年9月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

裁 決 書

審査申立人

兵庫県赤穂市

菅原 真樹

上記審査申立人（以下「申立人」という。）が令和7年4月7日付けで提起した同年4月6日執行の赤穂市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

本件選挙の候補者であった申立人は、令和7年4月7日付けで赤穂市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、本件選挙の当選人山谷真慶（以下「当選人」という。）について、赤穂市内に引き続き3箇月以上住所を有しておらず、本件選挙の被選挙権を有していなかったとして、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項の規定に基づき、当選の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）を行った。

これに対し、市委員会は、同年6月27日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、公選法第206条第2項の規定に基づき、同年7月17日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人の本件選挙の当選の効力を無効とする裁決を求め、審査の申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

争 点

公選法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定し、公選法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定している。

したがって、本件においては、当選人につき、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち令和7年1月6日から4月6日までの間（以下「本件期間」という。）、赤穂市内に住所を有する者であったと認められるか否かが争点である。

審理関係人の主張の要旨

第1 申立人の主張の要旨

申立人は、当委員会に対し、令和7年7月17日付けで審査申立書（以下「本件申立書」という。）を、同年

8月14日付けで市委員会の弁明書に対する反論書を、同年9月11日付けで当該反論書を受けた市委員会の再弁明書に対する再反論書を提出した。

これらの資料における申立人の主張を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 居住実態の有無

申立人に対し、「当選人は、本件期間市外に居住しており、現住所地には妻のみを、あるいは二世帯住宅で他の住人を住ませ、本人が居住していたと見せかけていた可能性がある。」、「当選人を現住所地又は市内で見かけたという情報が確認されず、継続的な生活実態、生活の確認ができない。」という情報提供があり、当選人の生活の本拠が赤穂市に存在しないのではないかと考える。

2 住所の認定

(1) 申立人は、当選人住所周辺の聞き取り調査を行い、23軒中20軒が本件期間中に当選人を見ていないとの回答を得た。

(2) 市委員会は、居住実態がないと疑われる期間の居住実態について現地調査など、十分な調査を行っていないことが、情報開示請求により判明した。

3 立証責任

(1) 申立人は、近隣住民の直接的な証言や、水道使用量など本質的な居住実態を伴わないと立証するための重要な証拠を提出したが、市委員会は、それらの証拠を極めて過小評価している。

(2) 市委員会は、令和7年4月16日に当選人に審理への参加要請を行うため当該居住地への訪問を行っているが、以降は現地に赴いて立証調査を実施した記録がない。

(3) 申立人は、市民からの証言に基づき、自ら実質的な現地調査や聞き取りを行ってきたが、当選人は令和7年1月から同年2月初旬までにかけて居住していたと主張しながら、確たる物的証拠を新たに提出していない。姫路のマンションの入庫記録や、その周辺の駐車記録証明、また、異議申出書で調査要望したドライブレコーダー記録や、姫路のマンションのガス、水道、電気など居住実態の比較をすることにより、姫路と赤穂とでどちらの生活が中心であったかを立証することにつながると考えられる。

4 自治会活動への参加

(1) 当選人は、令和6年11月に現住所地に戻ったと主張するが、その時期には自治会に参加せず、ゴミ出しも行わず、回覧板、自治会の掃除や集会、祭りなど地域の活動に一切参加していない。

(2) 自治会長、副会長、組長は当選人の不在を証言している。

(3) 地域社会との交流は、「生活の本拠地」を形成する重要な要素であり、それが完全に欠如している当選人は、現住所地で実質的な生活を営んでいないと考える。

5 水道使用量

市委員会は月間2m³未満の水道使用量を不自然とは言えず、日常生活ができたと認定したが、一般的な一人暮らしの生活における1箇月当たりの平均使用水量8.1m³と比べ、令和7年1月から同年2月までにおいては、4分の1以下となる期間があり、本件期間の3分の1は居住していたとは考えられない。

6 電気使用量

(1) 電気利用料金明細は、特定の住所での電力契約の締結と料金が支払われている事実であり、誰が電気を使用しているかの証明ではない。市委員会は、居住実態の証拠として認めているが、直接的な居住実態を示す証拠とは言い難い。

(2) 電気利用料金明細は、P Cがあれば数分で名義の書き換えが可能であり、工作が可能なものと判明した。

7 転入届

マイナンバーカード、運転免許証の性質について、当該書類は、住民登録地を示すものであるが、生活の本拠地としての居住地を直接的に定めるものではない。客観的に生活の本拠地としての実態を備えているかで判断される必要がある。

8 郵便物

郵便物は居住実態の証明を補強する間接的な証拠にはなるが、決定的な証拠となることはなく、他の証拠と矛盾する場合には、選挙戦略の一環として疑われる可能性が高い。

第2 市委員会の弁明書等の要旨

市委員会は、令和7年7月31日に当委員会に弁明書を提出したが、その内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 住所の認定

- (1) 「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」(最高裁判所昭和35年3月22日第三小法廷判決。以下「昭和35年判決」という。)とされ、また、「一定の場所を住所と認定するについては、その者の住所とする意思だけでは足りず客観的に生活の本拠たる実体を必要とするものと解すべき」(最高裁判所昭和32年9月13日第二小法廷判決)とされている。
- (2) 住所について、私生活の本拠、仕事をする際に必要な生活の本拠その他の生活の本拠などの複数持つことができるとの解釈も存するが、市委員会ではそのような解釈は採用しない。「選挙に関しては一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」(最高裁判所昭和23年12月18日第二小法廷判決。以下「昭和23年判決」という。)とされている。
- (3) 「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものである」(最高裁判所平成9年8月25日第二小法廷判決。以下「平成9年判決」という。)から、「滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりしている場所を中心として検討するのが相当」(東京高裁令和3年12月23日判決)とされている。
- (4) 以上のことから、当選人の住所は、日常生活を営んでいる客観的な事実から生活の本拠となる住所一か所が認定されるものであり、水光熱等の使用状況、日々の生活状況、関係者の証言及び提出資料をもとに、総合的に判断した。

2 立証責任

- (1) 市委員会は住所の認定に必要と判断した項目についての調査を実施し、必要な資料の提出を求めた。携帯電話の使用地等は、当選人のプライバシーに関わる項目であり、調査せずとも生活の本拠たる実態を明らかにすることが十分可能である。
- (2) 当選人が現住所地で生活していたかの判断に、近隣住民との交流は一つの判断要素となり得るが、近隣住民との交流の事実がないとしても、その点のみをもって現住所地に生活の本拠がなかったとはいえない。
- (3) 申立人は近隣住民の供述により住所要件が充足されていないと主張するが、供述者の氏名は一部を除いて明らかにされていない上、全体として客観的な裏付けがあるとはいえず、これらの供述は伝言であり、「証言」とはいえない。

3 水道使用量

令和6年8月上旬から令和7年4月上旬までの使用量は、東京都が公表している単身世帯の1箇月当たりの平均使用水量8.1m³よりも少ないが、当選人は、炊事や洗濯の頻度は少なく、入浴も主にシャワーを使用していたと主張しており、使用水量が少ないことが特段不自然とはいえない。

4 電気使用量

- (1) 令和6年10月4日から令和7年4月3日までの電気の使用量は、東京都が公表している1人世帯(60歳以上の居住者なし、戸建住宅)の1箇月当たりの平均使用量208kWhを上回っている。プロパンガス不使用と認められることから、使用量は不自然とはいえない。
- (2) 申立人は、契約名義に関し、当選人が提出した電気利用料金明細について契約名義変更手続が可能であることを確認したと主張するが、当委員会の調査では、当選人の金融機関口座からは継続して電気料金が支払われており、名義の書換方法が判明したことは、何ら問題はない。

5 転入届

申立人は、運転免許証やマイナンバーカードは、「生活の本拠地」として居住地を直接的に定めるものではないと主張するが、居住の意思と公的な書類の手続が当選人の主張どおり行われていることを確認したものであり、この事実のみをもって当選人が現住所地に居住しているとの判断を行ったものではない。

6 郵便物等

郵便物の転居届を提出しなかった理由について、一時的に市外へ転出していた間も現所在地との行き来があり、郵便物の受取りに不都合が生じないと判断したとの当選人の主張に不自然な点はない。また、転送不要扱いのものや、特定記録郵便を受け取っていたことから、当選人が生活の本拠を置いていたこととの矛盾はない。

第3 参加人の主張の要旨

当委員会は、令和7年12月22日に、利害関係人である当選人を本件申立ての参加人として審理に参加させ、当選人は、令和8年1月6日に意見書を提出した。

参加人が当委員会に提出した意見書や本件申出に係る手続において市委員会に提出した陳述書の内容にお

ける主張を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 当選人は、平成10年に現住所地に自宅を建築し、令和6年8月に市外で取得した住居（以下「市外住居」という。）へ家族全員で転出するまで赤穂市で生活していた。
- 2 市外住居への転出はあくまで一時的なもので、現住所地に戻るつもりであったため、転出期間中もライフライン等の契約は継続していた。現住所地の自宅と市外住居を行き来していた。
- 3 当選人は、同年11月に単身で現住所地に戻り、現在も居住している。家族は市外住居で生活している。現住所地の家屋の間取りは1階がリビング、ダイニングキッチン、和室1室、風呂及びトイレ、2階が子ども部屋2室及びトイレであり、二世帯住宅ではない。
- 4 現住所地での起臥の頻度が増えたので同月に住民票を現住所地に戻した。本件期間の現住所地及び市外住居での起臥の頻度については、はっきりとした日数は分からないが、基本的には現住所地で起臥していた。
- 5 本件期間中の水道の使用量は、単身生活で、自炊及び洗濯はあまりせず、入浴も主にシャワーを利用していたため平均より少ないかもしれない。
- 6 同年8月に市外住居に転居したときに郵便局への転居届を行わなかったのは、あくまで一時的な住民票の異動であり、現住所地と市外住居を行き来していたので郵便物の受領に支障がなかったためである。
- 7 本件期間において、日中は外出して、夜帰るという生活サイクルが主であった。政治活動・選挙運動を行ったり、市外住居へ行ったりもしていた。
- 8 自治会は平成10年に現住所地に居住後ずっと加入していた。市外住居への転出時に脱退し、令和7年2月28日に開催された赤穂市議会議員選挙立候補予定者説明会出席後に、再加入の意思表示をした。当該説明会までは、表立って辻立ち等の政治活動や立候補準備行為はしなかった。
- 9 当選人が生活の本拠を赤穂市に有していることは、客観的事実及び記録から証明可能である。
- 10 本件に関する当選人の主張は、当初の本件申出の段階から一貫しており、審理に必要な意見、証拠等は全て提出済みである。市委員会においては、提出した多角的な証拠を総合的に評価し、公選法等の趣旨にのっとり、適切かつ客観的な審理・決定を行ったと認識している。また、申立人からの反論においても市委員会より再三にわたり精緻な弁明がなされており、参加人から付け加えるべき事項はない。市委員会の原決定は事実認定及び法解釈のいずれにおいても妥当である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件申立てを適法なものとして認めたのでこれを受理し、市委員会に対して弁明書及び原決定の理由となる事実を証する書類の提出を求め、申立人からは反論書等を徴した。

また、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、意見書及び証拠物件の提出を求めるとともに、現住所地関係先の現地確認、近隣住民等から聞き取り調査を実施した。

加えて、申立人及び参加人に対し、職権による質問を実施し、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

1 被選挙権の要件としての住所

- (1) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、公選法における住所についても「各人の生活の本拠を指す」（昭和29年10月20日最高裁判所判決・平成9年判決）とされている。
- (2) また、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」（昭和23年判決）であり、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年判決）とされている。
- (3) さらに、各人の生活の本拠を判断するに当たっては、「社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるもの」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。
- (4) 当委員会は、これらの観点から、当選人の住所について検討する。

2 当委員会が認定した事実

申立人、市委員会及び参加人から提出された証拠物件、当委員会が実施した関係先の現地確認、近隣住民等への聞き取り調査等から、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は、令和6年8月の市外住居購入を機に、住民票を同月1日付で市外住居に異動。その後、同年11月18日付けで赤穂市内の現住所地に住民票を異動した。このことは、当選人から提出された住民票により確認できた。

(2) 現住所地の上下水道の使用量は、次のとおりである。

検針期間	水道使用量
令和5年12月5日 ～ 令和6年2月7日	41m ³
同年2月7日 ～ 同年4月5日	35m ³
同年4月5日 ～ 同年6月6日	37m ³
同年6月6日 ～ 同年8月7日	38m ³
同年8月7日 ～ 同年10月7日	6m ³
同年10月7日 ～ 同年12月9日	3m ³
同年12月9日 ～ 令和7年2月12日	4m ³
令和7年2月12日 ～ 同年4月9日	15m ³
同年4月9日 ～ 同年6月9日	15m ³
同年6月9日 ～ 同年8月7日	15m ³
同年8月7日 ～ 同年10月7日	9m ³
同年10月7日 ～ 同年12月8日	10m ³
同年12月8日 ～ 令和8年2月6日	10m ³

(3) 現住所地の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用月	使用量	請求額
令和6年1月	令和5年12月	1,065kWh	-
同年2月	令和6年1月	849kWh	-
同年3月	同年2月	794kWh	-
同年4月	同年3月	652kWh	-
同年5月	同年4月	436kWh	-
同年6月	同年5月	281kWh	-
同年7月	同年6月	259kWh	-
同年8月	同年7月	465kWh	-
同年9月	同年8月	252kWh	-
同年10月	同年9月	167kWh	-
同年11月	同年10月	161kWh	4,638円
同年12月	同年11月	271kWh	7,201円
令和7年1月	同年12月	495kWh	14,098円
同年2月	令和7年1月	302kWh	8,688円
同年3月	同年2月	346kWh	9,554円
同年4月	同年3月	480kWh	13,258円
同年5月	同年4月	341kWh	-

同年 6 月	同年 5 月	199kWh	-
同年 7 月	同年 6 月	218kWh	-
同年 8 月	同年 7 月	317kWh	-
同年 9 月	同年 8 月	217kWh	-
同年10月	同年 9 月	198kWh	-
同年11月	同年10月	201kWh	-
同年12月	同年11月	239kWh	-
令和 8 年 1 月	同年12月	436kWh	-

なお、令和 6 年 1 月から同年10月まで及び令和 7 年 5 月から令和 8 年 1 月までの分の請求額は、記載がなかった。また、現住所地についてはオール電化のため、ガスの使用はないと証言を得ている。

- (4) 当委員会が、当選人に対し、市外住居の電気、ガス、水道の使用量の分かる資料の提出を求めたところ、プライバシー等を理由に提出しない旨の回答があった。
- (5) 当選人が提出したインターネット電話回線の料金明細及び契約情報では、令和 6 年11月から令和 7 年 3 月までの期間中の現住所地における当選人名義の契約を確認できた。
- (6) 当選人が提出した日用品等の領収書では 1 月分の領収書が少ないが、大半が赤穂市内のものであった。
- (7) 当委員会が、決済事業者に対し、キャッシュレス決済の履歴の提出を求めたところ、提出しない旨の回答があった。
- (8) 当委員会が、当選人及び決済事業者に対し、本件期間における当選人に係る携帯電話端末、携帯電話基地局等に記録されている位置情報が分かる資料の提出を求めたところ、提出しない旨の回答があった。
- (9) 当委員会が、現住所地の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、近隣住民等16名からおおむね次のような事実が認められた。
 - ア 現住所地周辺の地域の特徴として、当選人に限らず近所付き合いがあまりない地域であると住民の証言が一致している。
 - イ 現住所地周辺には、自動車の通行は一定あるものの、出歩いている人はほぼいなかった。
 - ウ 現住所地周辺は、古い住宅だけでなく、新たに建てられた住宅や賃貸アパートが混在しており、幅広い異なる世代の居住が窺えた。
 - エ 近隣住民は、当選人が家族と同居していたものの、一度家族で転出したうえで、当選人のみが再転入したと認識していたものの、転出及び転入に係る具体的な時期についてはいずれも明確な証言は得られなかった。
 - オ 現住所地における自治会の加入状況については、令和 6 年 9 月 1 日に一度当選人含め家族全員で退会し、その後、令和 7 年 3 月 2 日に当選人のみ再入会していたことが自治会役員の証言により確認できた。
 - カ 当選人の自治会活動については、回覧板の回覧行為や自治会で毎年 6 月頃に実施される草刈りに参加していることなど一定の証言はあったが、自治会未加入期間もあるため、本件期間に該当する情報が無く、生活実態の裏付けとなる証言は得られなかった。
 - キ 当選人が、本件期間に現住所地に住んでいた又は住んでいなかったと明確に証言した者はいなかった。
- (10) 当委員会が、当選人に対し、令和 8 年 7 月13日に職権での質問を実施したところ、次の証言があった。
 - ア 日常生活品等のレシートや領収書等の保存する基準はなく、そもそももらわないこともある。残っているものから探して提出した。選挙運動や政治活動用の経費は選挙管理委員会に報告する必要があるという認識であったため領収書を残していたが、日常生活のレシートについては保存しておく意識がなかった。政治活動の領収書も、直前に立候補を決めたためほとんどなかった。
 - イ キャッシュレス決済の履歴について、令和 7 年12月に携帯電話のキャリアを変更したため、本件期間の履歴の確認方法がわからない。
 - ウ そもそも電車を使うような地域ではないので交通系 IC カードは持っていない。ETC カードについても、車では近隣を行き来する程度で、高速道路は使わないため、自分は使用していない。

- エ 本件期間の自家用車のドライブレコーダーの記録は、上書きされているため残っていない。赤穂市からも提出を求められていなかったため、保存していない。
- オ 本件期間中における自家用車の駐車場所については、多くは市外住居に駐車しており、家族が主に使用していた。市外住居へは家族に送迎してもらっていた。
- カ 子どもが小さい頃は、こども会や学校への送り迎えなどで現住所地における近隣住民との付き合いはあった。しかし、現住所地周辺は区画整理地ということもあって、そもそも近所付き合いが希薄な地域であり、子どもが成長したあとの交流はほとんどない。現在においても近所との交流はない。
- キ 一人暮らしで炊事を行わないためほとんどゴミが出ない。現住所地に再転入してすぐの頃は自治会にも加入していなかったため、ゴミステーションを使ってはいけないと思い、家族にゴミを持って帰ってもらい市外住居で処分してもらっていた。自治会加入後は、ゴミステーションを使っているが、頻度・量は少ない。
- ク 自治会未加入であったころはそもそも回覧が現住所地に回っていない。自治会加入後は、回覧板を滞りなく回覧している。
- ケ 再転入以降一人暮らしのため、洗濯物の量が少なかったこともあり、基本的には家族に洗濯物を持ち帰ってもらい、市外住居で洗濯してもらっていた。現住所地で洗濯をする場合であっても花粉やアレルギー物質が気になるため、洗濯物は屋内で干しており、屋外に干すことはない。
- コ 食事は自身で炊事を行うことはなく外食か、家族が作ってくれたものを現住所地で食べていた。
- サ 関係者と外で食事するようなことは全くなく、齋藤兵庫県知事を応援していたこともあり、反対派からの妨害活動を避けるため、目立たないように生活していた
- シ 風呂は、現住所地と市外住居とを行き来していたこともあり、市外住居で入ることもあった。
- ス トイレは就寝前と起床後に行くくらいで、日中は政治活動で外出することも多く、家ですることは少なかった。
- セ 令和7年2月以降水道使用量が増えた理由は、それまでは現住所地と市外住居を行き来していたが、選挙が近づくにつれ選挙準備のため現住所地で過ごす時間が増えたためである。
- ソ 割合などははっきり覚えてはいないが、基本的には夜、現住所地に帰ってきて寝泊りしていた。
- タ 防犯のため、現住所地の自宅玄関に人が通ると反応して明るくなるタイプの照明を点けている。意識して主電源を消したりはしていないため、電源はずっと入っている状態。
- チ 政治活動・選挙運動にお金をかけないスタイルのため、政治活動用の事務所の立札・看板、選挙事務所の看板などは設置していない。選挙期間中は選挙運動用自動車を使用していた。

3 当委員会の判断

当委員会は、認定した事実、申立人の陳述並びに質問に対する申立人及び参加人の回答を基に、本件期間における当選人の生活の実体を推認し、当選人の住所について判断した。その結果は、次のとおりである。

(1) 現住所地での居住実態

ア 現住所地の上下水道の使用水量

上下水道の使用料金は、自治体によって大きな差があり、総務省統計局実施の家計調査による使用料金の比較は適当でないため、世帯人員別の平均使用水量を公表している東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査（以下「生活用水実態調査」という。）を基に判断する。

生活用水実態調査によれば、1箇月当たりの平均使用水量は、単身世帯で8.1 m^3 、2人世帯で14.9 m^3 、3人世帯で19.9 m^3 であり、現住所地における使用水量と比較すると、次のことが認められる。

- (7) 令和5年12月から令和6年8月までの使用水量は平均約18.9 m^3 であり、生活用水実態調査3人世帯をやや下回るものであったこと。
- (8) 令和6年8月から10月までの使用水量は平均3.0 m^3 であり、生活用水実態調査の単身世帯を大きく下回るものであったこと。
- (9) 令和6年10月から令和7年2月までの使用水量は平均約1.8 m^3 であり、生活用水実態調査の単身世帯を大きく下回るものであったこと。
- (10) 令和7年2月から8月までの使用水量は平均7.5 m^3 であり、生活用水実態調査の単身世帯を下回るものであったこと。

イ 現住所地の電気の使用料金

総務省統計局実施の家計調査によると、近畿地方における2人以上世帯及び単身世帯の1月当たり

の電気の支出金額は、次のとおりである。

	令和6年 10月～12月	令和7年 1月～3月 【本件期間】	令和7年 4月～6月	令和7年 7月～9月
2人以上世帯	10,941円	14,654円	11,672円	11,847円
単身世帯	5,416円	6,618円	5,725円	4,796円

※ 総務省家計調査【第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）】及び【第4-1表 都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格】に基づき作成

現住所地における電気の支出金額と比較すると、次のことが認められる。

- (7) 令和6年10月から12月までの支出金額は平均約8,646円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったこと。
- (4) 令和7年1月から3月までの支出金額は平均10,500円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったこと。

ウ 上記ア及びイによれば、本件期間中の上下水道の使用水量は、生活用水実態調査の単身世帯を大きく下回っている。また、本件期間中の電気の支出金額は、家計調査の単身世帯を上回っている。

本件期間中の上下水道の使用量は非常に少ないが、当選人は、本件期間中の水道の使用量に関し、単身生活で自炊はあまりしないこと、洗濯については洗濯物の量が少なく家族に市外住居に持ち帰ってもらい洗濯をしてもらっていたこと、入浴も主にシャワーを利用していたこと、市外住居において風呂に入ることもあったこと、トイレについても日中は政治活動で外出することも多く家ですることは少なく、就寝前と起床後に行う程度と証言しており、この証言が本件期間中の水道使用量が少ないことの理由として不自然なものとはいえないことを踏まえれば、現住所地での水道使用量が生活用水実態調査の単身世帯の平均使用量を大きく下回るとしても、そのことのみをもって、当選人が現住所地に居住していなかった証明とはならない。

エ 申立人は、「現住所地に妻のみを、あるいは二世帯住宅で他の住人を住ませ、本人が居住していたと見せかけていた可能性がある。」「当選人を現住所地又は市内で見かけたという情報が確認されず、継続的な生活実態、生活の確認ができない。」という情報提供があったと主張するが、当該情報提供に関して証拠は示されておらず、当該情報提供の内容が真実であったと断定することはできない。

オ 当委員会は、起臥寝食の場所を正確に把握するため、当選人に対し、キャッシュレス決済の履歴、クレジットカードの履歴、本件期間中の全ての交通機関の利用を証明するもの、交通系ICカードの利用明細、ETCの利用明細、携帯電話端末、携帯電話基地局、Wi-Fiルータ等に記録されている位置情報が分かる資料、自家用車のドライブレコーダーの記録、病院や治療院等の利用が分かる資料、現住所地の水道・ガス・電気の契約者名、名義変更日及び住所変更等の契約記録が分かる資料並びに現住所地における新聞購読の領収書及び電気料金の日別の利用明細の提供を求めたところ、一部資料の提出はあったものの、大部分の資料については提出しない又はできない旨の回答があった。

このため、これらの資料を当選人の住所を判断する材料とすることはできなくなったが、これらの資料を提出するかどうかは参加人の任意であり、これらの資料の提出がないことのみをもって、当選人が本件期間中現住所地に居住していたことが否定されるものではない。

カ 当委員会が実施した現住所地周辺の現地調査において、当選人が本件期間中に現住所地に居住していた、あるいは居住していなかったと明確に証言する者は確認されなかった。しかしながら、当選人の家族が一時転出し、その後当選人のみが再転入したとの認識は一致していた。

また、現住所地周辺地域は近隣住民同士の関係が希薄であり、移動手段も主として自動車を使用している特性が認められる。このことについては、当選人及び近隣住民の証言は一致している。このような生活環境を踏まえれば、日常的に住民同士が顔を合わせる機会が少ないことは不自然ではない。したがって、居住実態に関する具体的な証言が得られなかったとしても、直ちに不自然であると評価することはできない。

- (2) 小括

当委員会においては、本件に関し、考えうる限りの調査を実施したものの、本件期間中における当選人の居住実態を明確に認定するに足る証拠は得られなかった。しかしながら、当選人は、当該資料が保存されていない理由又は提出できない理由について具体的かつ合理的な説明をおこなっており、その説明内容に不自然又は不合理な点は認められない。

また、当選人は、現住所地在生活の本拠として使用していた旨を一貫して供述しており、その供述内容は、本件において得られた各証拠とも矛盾するものではない。

一方、申立人からは、当選人が本件期間中に赤穂市外に生活の本拠を有していたと認めるに足る客観的かつ具体的な証拠は提出されておらず、現住所地在における居住実態を明確に否定する事実も認められない。

以上を総合的に勘案すると、本件期間中、当選人は現住所地在に生活の本拠を有していたと推認することが妥当であり、当選人は住所要件を満たしていたと認められる。

- 4 以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がないことから、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年9月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永 田 秀 一

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。